

安房保健所だより

(安房健康福祉センター)

第 57 号
令和7年8月発行

安房保健所(安房健康福祉センター) 〒294-0045 館山市北条1093-1 TEL 0470-22-4511
鴨川地域保健センター 〒296-0044 鴨川市広場820 TEL 04-7092-4511
(ホームページアドレス) <https://www.pref.chiba.lg.jp/kf-awa/>

日本紅斑熱

春から夏にかけて注意！

日本紅斑熱は、日本紅斑熱リケッチアを保有するマダニに刺されることで感染するダニ媒介感染症です。マダニに刺されてから、2日から8日程度の潜伏期間を経て発症します。

主な症状は、発熱、発疹、マダニの刺し口にできる痂皮です。

診断が遅れると、重症化することがあるため注意が必要とされています。

千葉県では、毎年春から秋にかけて患者が確認されており、患者の主な発生地域は千葉県南部です。



肌の露出が
少ない服装



忌避剤、
防虫スプレーの使用



帰宅したら
着替えて洗濯



帰宅したら
体を洗いましょう



日本紅斑熱は、4類感染症です。

診断した医師は、直ちに最寄りの保健所に発生届を提出する必要があります。

<参考>・日本紅斑熱について(千葉県)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/eiken/eiseikenkyuu/virus/madani.html>

<問合せ先：健康生活支援課>

オーバードーズ(OD)は違法じゃないから安全・安心？

普段使用している風邪薬や咳止めなどを、症状を抑える以外の目的で決められた量を超えてたくさん飲んでしまうことを「オーバードーズ(OD)」と呼んでいます。医薬品は少しの量で体に大きな作用を起こします。たくさん飲んでしまうと、身体に大きなダメージを与えてしまいます。

違法ではないからといって、「安全」でも「安心」でもありません。オーバードーズは、あなたの心と体を傷つける、危険な行為です。

身近な友達や先生や家族にはちょっと話しづらい、そんな時は、専門家が話を聞いてくれる相談窓口もありますので気軽に相談してみましょう。



相談窓口はこちら

千葉県精神保健福祉センター
千葉県安房保健所

Tel:043-307-8439
Tel:0470-22-4511

住所：千葉市美浜区豊砂6番1
住所：館山市北条 1093-1

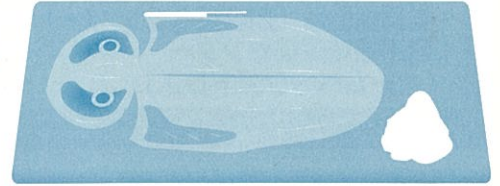
<問合せ先：総務企画課>

食品の製造・販売に関する手続きは済んでいますか？

食品の製造・販売等を行うときは、保健所の許可又は届出が必要になる場合があります。

食品衛生法改正により、令和3年6月1日から「漬物製造業」「水産製品製造業」「密封包装食品製造業」「食品の小分け業」「液卵製造業」の営業許可が追加されました。また、生鮮食品や要冷蔵・冷凍品の販売、農産物の簡易な加工、コーヒー豆の加工販売等を行う場合は営業届出が必要です。

営業許可申請や営業届出をお考えの方、自分の製造したいものが許可申請や届出が必要かわからない方は、保健所までご相談ください。



- 漬物製造業：浅漬け、ぬか漬け、からし漬け、らっきょう漬け、ピクルス、梅干等
- 水産製品製造業：魚介類の干物、角煮、塩辛、しめさば、辛子明太子、鯉節等

<問合せ先：健康生活支援課>

飼いの犬の咬傷事故に 気をつけましょう！

散歩中やペット同伴可能な施設(キャンプ場等)の利用時に、人が犬に咬まれる事故が起きています。次のことに注意して犬による事故を防ぎましょう！

飼い主の方へ

犬の放し飼いは条例で禁止されています。

散歩時は必ずリードを装着し、

制御できる方がリードを持ちましょう。

公園や海岸などの公共の場で犬を放さないでください。

首輪、鎖、ロープをこまめに点検し、

劣化している場合は交換しましょう。



施設の方へ

施設利用時のルールを作成し、利用者への注意喚起をお願いします。
例) 利用者に犬を係留して管理するよう、受付時に伝える 等



飼い主以外の方へ

犬と接する際は、むやみに触らないようにしましょう。

犬を驚かせないようにしてください
(大きな声を出さない、急に近づかない)。

飼犬が 人を咬んでしまったら…

保健所への届出が必要です
犬が狂犬病にかかっていないか、
獣医師の検診を受けさせましょう

<問い合わせ先：健康生活支援課>

断酒学級について

安房保健所では、断酒の会フリーダム(安房保健所断酒学級)を定期的を開催しています。

断酒学級では、アルコール・酒害に悩まれているご本人・ご家族が話し合い、アルコールに関する問題を理解し、対応の方法や回復の方法を学びます。

ご家族のみの参加も可能です。

事前の予約の必要はありません。当日直接お越し下さい。

日 時：原則毎月第2月曜日
14時～(1時間程度)

場 所：保健所

【過去の断酒学級 話し合いの内容】

- 「アルコール依存症とは」
- 「自助グループについて」
- 「飲みたくなった時」



<問合せ先：地域保健課>

ご存じですか？

令和6年4月から、配偶者暴力防止法に基づく、保護命令の対象に、
重大な精神的嫌がらせを受けた場合が追加されました。

DVには、さまざまなケースがあります。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、パートナーによる暴力のこと。

「なぐる・ける」など身体的な暴力に限りません。

精神的に追い詰められ、心に大きなキズを残すこともあります。

DVは重大な人権侵害です。

交際中のカップル間のDVは「デートDV」と呼ばれます。

DVは性別に関係なく、誰でも加害者・被害者になる可能性があります。

身体的 暴力



- なぐる・ける・つねる
- 物を投げつける
- 刃物で脅す など

精神的 暴力



- 大声で怒鳴る
- 人前でバカにする
- 行動を監視する など

経済的 暴力



- 生活費をわたさない
- 勝手に借金をつくり、返済を強制する など

性的 暴力



- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 見たくないのにアダルトビデオを見せる など

ひとりでなやんでいませんか？

女性相談支援員があなたの抱える様々な悩みに寄り添います

安房保健所(安房健康福祉センター)地域福祉課

DV相談専用電話 Tel:0470-22-6377 平日 午前9:00～午後5:00(来所相談もあります)



<問合せ先：地域福祉課>

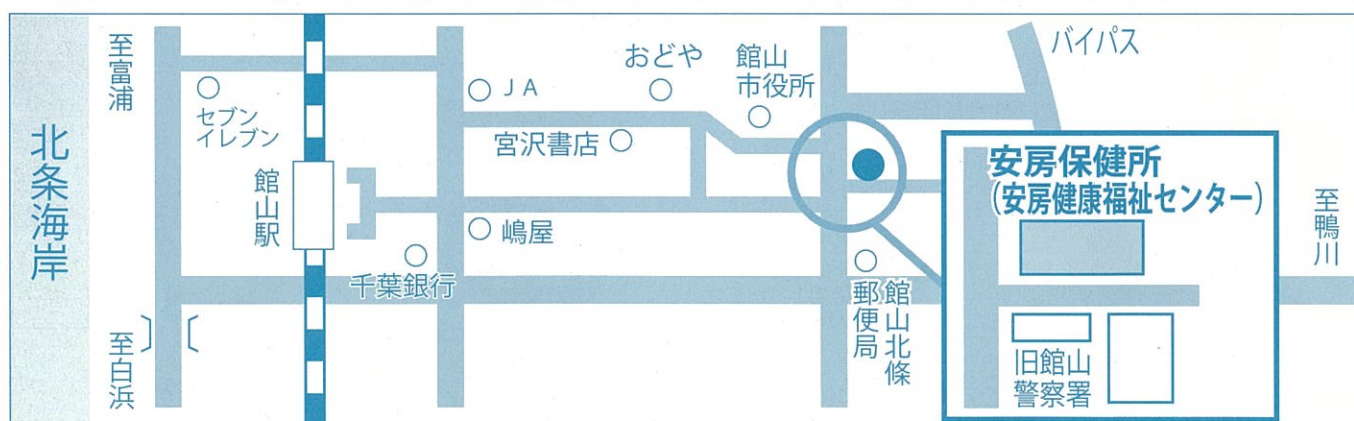
令和7年度 健康相談等業務日程表

事業名		安房保健所(安房健康福祉センター)		鴨川地域保健センター	
		実施日	受付時間	実施日	受付時間
精神保健福祉相談(予約制)		詳細はお問い合わせください			
思春期相談(予約制)					
断酒学級					
児童に関する相談		月曜日～金曜日	9:00～17:00	左記のとおり 安房保健所 (安房健康福祉センター) で対応	
ひとり親家庭に関する相談		月曜日～金曜日	9:00～17:00		
障害者の差別に関する相談		月曜日～金曜日	9:00～17:00 (専用電話) 0470-23-6900		
DV相談	電話相談	月曜日～金曜日	9:00～17:00 (専用電話) 0470-22-6377		
	来所相談(予約制)	月曜日	9:00～17:00		
エイズ抗体検査・エイズ相談 (予約制)		毎月第1・第3月曜日	9:30～10:30		
B型・C型肝炎ウイルス検査 (予約制)		毎月第1・第3月曜日	9:30～10:30		
腸内細菌検査		毎週火曜日 〔休日等により実施しない場合があります〕	9:00～11:00		

※ただし、祝日・年末年始 閉庁時を除く

〈問合せ先：総務企画課〉

安房保健所（安房健康福祉センター）案内図



鴨川地域保健センター案内図

